

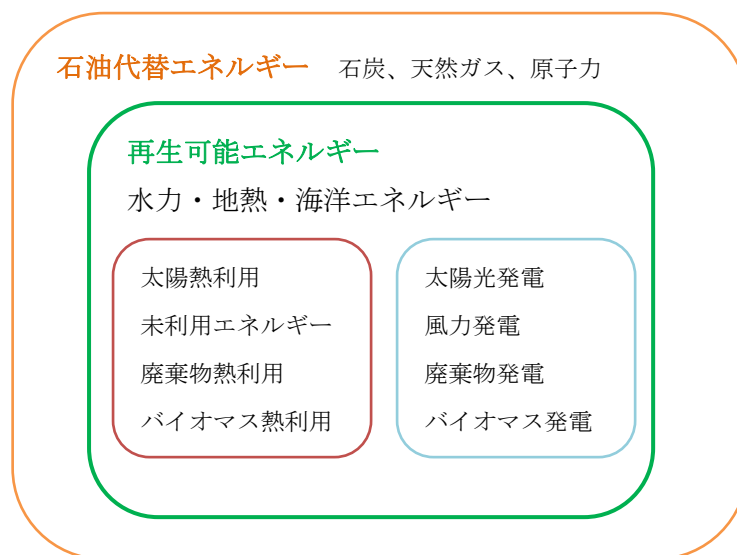
再生可能エネルギー普及にむけての今後の日本の政策のあり方

O.T.

3.11 の東北大震災後、原子力発電の安全性が問われる一方で、**再生可能エネルギー**への注目度が高まりつつある。しかし、技術では環境先進国といわれる日本も、実際の再生可能エネルギーによる電力供給量の割合は、全体電力供給量の5%程度しか占めていない。それに対しドイツは、再生可能エネルギーによる年間の発電量は、原子力発電機約34機分の34ギガワットに相当し、これまで失業率が高かった旧東ドイツ地域を中心に、25万人以上の雇用と80億ユーロの経済効果をもたらしている。その背後には、再生可能エネルギーを普及させるための政策がある。それらの政策の違いが、日本とドイツの再生可能エネルギーの普及率にどのように作用しているのか。

◎再生可能エネルギーとは？

再生可能エネルギーとは、**自然現象に由来し、一度利用しても再生可能で、枯渇することのないエネルギー資源**のことをさす。図で示すと、以下のようになる。



◎ドイツにおける再生可能エネルギー普及政策

1. 1991年 電力供給法

この法律は、「再生可能エネルギーから生産した電力の公共系統への供給に関する法律」であり、水力、風力、太陽エネルギー、廃棄物ガスなどの再生エネルギーから生産された電力の買収義務を電力供給事業者に課すことを柱としている。買収価格は小売価

格によって変動するが、風力と太陽エネルギーのみ優遇されるなど、エネルギーによって買取価格に差があった。

しかしこの政策は、**研究開発などの技術促進から、経済的インセンティブに伴う市場参加の政策変換**となり、再生可能エネルギー普及の重要なきっかけとなった。

2. 2000年 再生可能エネルギー法

この法律は、電力供給法(1991)を全面的に見直した法であるが、いくつかの重要な変更点がある。

① 全エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を2010年までに2倍にするという数値目標の設定

…これはEUの目標にも対応しているため、再生可能エネルギー政策がドイツ国内のみならず、EUレベルで採用されたということを示した。

② 固定価格買取制度の導入

…今まで、再生可能エネルギーによる電力の買取価格は小売価格に対する比率で定められており、小売価格が変動すればそれに合わせて買取価格も上下するため、再生可能エネルギーによる発電を行う者の収入は不安定であった

→電力の一定の価格での買取が補償されるため、再生可能エネルギー発電による経済的リスクを将来にわたって見通すことができるため、再生可能エネルギー事業への新規参入が一段と促されるようになった。

② 補償の対象のエネルギーの広範化、買取義務免除される発電施設の規模の範囲拡大

③ 買取義務が課される期間が20年間に限定

→再生可能エネルギーによる発電を行う者は、生産効率を高めるための努力を怠ると長期的な収益性の低下がみこまれたため、生産効率を高めるインセンティブとなった。

④ エネルギー源ごとの買取価格の差の設定

このなかでも特に再生可能エネルギーを普及させるきっかけとなったのが**固定価格買取制度**である。あらゆる再生可能エネルギー電力を種類別、規模別などの条件別に定められた固定価格で長期間(15～30年間)、買い取るように電力会社に義務づけ、その購入財源は電気料金に組み込んで消費者から徴収することで社会全体で賄う方式

→設備所有者は経済的損失を被らず、むしろ若干の利益が得られるため、市民や地域住民など多様な主体による再生可能エネルギーの導入の取り組みが進み、普及が促進されている

再生可能エネルギーは地域資源、地域密着型であることで普及する

“損をしない”むしろ“若干得をする”仕組み

市民を含む広範な主体参加、電力買取補償制度を取り入れた再生可能エネルギー法の導入が市民参加を促し、再生可能エネルギーを普及させた。市民など地域主体による発電所の設置は、電力販売による収入、参加者に一定の経済的利益、自治体・地域社会に営業税収入をもたらす。また、市民・地域が主体となることで、計画段階から地域と相談しながら合意を得ていくプロセスが重視されるため、反対運動がおこりにくいなどのメリットがある。

それでは、それに対して日本の再生可能エネルギー普及政策はどうであろうか。

◎日本における再生可能エネルギー普及政策

1. 電気事業者による新エネルギー利用に関する特別措置法＝R P S法(2003年)

この法律によって日本も**固定枠**が導入されたが、これは同時に、電気事業者に対してその販売電力中の新エネルギー等電力の利用について年度ごとの目標量と義務量を課し、義務量を達成させることで再生可能エネルギー電力を増加させていく制度＝**目標達成義務化制度**でもあった。年度ごとの目標量・義務量があまりに低すぎるため、翌年度への繰り越しが増え続け、また、電力会社主導の政策であるため、市民や自治体などが風力発電を導入しようとしても一部しか認められない状況となった。

非市民参加型＝普及を抑制する政策

○固定枠制(割等義務制)と固定価格買取制度

固定枠制(主に米・オーストラリアが導入、日本もこちらの傾向)

…**経済効率を優先**するものであり、電力販売業者に再生可能エネルギーから供給するように、割等量を官僚が計画的に義務付ける。市場に潜在的に多様な選択肢・プレーヤーが存在することが条件であり、市場メカニズムの長所を最大限に引き出そうとする仕組みである。再生可能エネルギーの事業や種類に関わらず、最小費用の事業から導入がすすむため、社会全体の総費用が最小ですむ。トップダウンによる管理主義的傾向と市場原理的傾向がみられる制度。

固定価格制(主にドイツ、フランス、スペインなどが導入)

…それぞれの自然エネルギー事業に対する電力購入価格が長期的に約束されるため、事業リスクを小さくおさめることができ、それによって**再生可能エネルギーの安定的な普及**

が促進され、地域や住民参加を尊重する政治的価値をもつ。

○電気料金上昇から考える

日独を比較すると、ドイツでは再生可能エネルギー推進用に、日本では原発推進用に、一定額を電気料金から徴収している。従来型の化石燃料や原子力による電力生産でも、電気料金の上昇が避けられない状況(原発の廃炉、使用済み核燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物の一時・永久貯蔵に要する費用)にある。それに対し、風力、太陽光、水力などの資源価格は無料であり、今後の上昇も考えられない。このことから、

再生可能エネルギー電力買取補償制度は、普及促進をもたらすCO₂の削減、再生可能エネルギー関連産業の発展や雇用の拡大、地域社会の活性化などの波及効果をもたらす

=温暖化防止と持続可能な社会の形成につながる

◎これからの日本における再生可能エネルギー普及に必要なこととは

このように、日本とドイツの再生可能エネルギー普及の背景にある政策を比較することで、今後日本が直面していく大きな課題は、2つあると考える。

1. 環境保全と経済発展の両立的な推進

2. 国家レベルから市民レベルへ(市民・地域参加型のシステム構築)

政策を比較して分かったように、やはり環境保全もやはり経済と結びつかないと促進されない。排出権取引など、多くの企業が新たな市場に参入し始めてはいるが、やはりその市場環境を整えるにはまず、政策が必要である。ドイツの再生可能エネルギー普及の背景にある政策を研究し、長所や短所を見つけ出しながら、日本という国にあった政策をうっていくことは有効的であろう。そして、もうひとつ重要なのが、政府主導ではなく市民・地域参加型のシステムを構築するということ。である。再生可能エネルギーの問題を、国民が直接関われる問題、そして市民・地域が、雇用拡大や経済的利益によって少しでも“得をする”システムを構築することが、より効果的に再生可能エネルギーの普及を促進させるにちがいない。日本の電力システムは、一部の電力会社が独占しているため、なかなか市民レベルで参加することが難しい。市民・地域参加型システムを構築するには、まず、「持続可能な社会」というより高次の目標に沿った、適切な規制の再構築、そして、それに伴い、再生可能エネルギー政策・エネルギーの効率化政策によって公平な市場競争環境をつくる必要がある。具体的には、価格面での優遇に加えて、地域の送電系統を第三者の発電事

業者や電力供給者が利用することに対して優先開放し、再生可能エネルギーの優先接続を促進することが挙げられるだろう。

参考文献リスト

1. 和田武 (2008) : 『飛躍するドイツの再生可能エネルギー』世界思想社。
2. 渡邊齊志 (2005) : 「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』第225号、
国立国会図書館及び立法考査局、61-68頁。
3. 山口馨 (2005) : 「再生可能エネルギーに関する政策動向と今後の展望 (総論)」
『外国の立法』第225号、国立国会図書館及び立法考査局、
1-21頁。
4. 飯田哲也(2005) : 『自然エネルギー市場～新しいエネルギー社会のすがた～』築地書館。
5. 石川憲二(2010) : 『自然エネルギーの可能性と限界～風力・太陽光発電の実力と現実解～』
Ohmsha。
6. ドイツ環境省 HP
<<http://www.bmu.de/english/aktuell/4152.php>> 2011.07.15 アクセス